

令和8年度

公共下水道事業

(認証)

下知潮江1号汚水幹線管渠実施設計委託業務(R7-1)に伴う地質調査委託業務 見積参考資料

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

委託業務場所	高知市 上町一丁目・大原町	下水道整備課
委託業務日数 110 日	着工 令和 年 月 日	
	完成 令和 年 月 日	

設計金額 円		委託業務の概要 別紙のとおり
内訳	業務価格 円	
	消費税及び地方消費税相当額 円	
	業務委託対象金額 円	
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務委託対象金額 円		
摘要		業務委託理由 本業務は、高知市公共下水道事業計画に基づき、上街中継ポンプ場と南部3号汚水幹線を接続するネットワーク幹線管路の整備を行う実施設計に必要となる地質調査業務を委託するものである。

(別 紙)

委託業務の概要

<u>機械ボーリング</u>		(認)	1	式
土質ボーリング	φ 86mm	(認)	11.0	m
土質ボーリング	φ 66mm	(認)	29.0	m
岩盤ボーリング	φ 66mm	(認)	4.5	m
<u>サウンディング及び原位置試験</u>		(認)	1	式
標準貫入試験		(認)	44	回
現場透水試験		(認)	2	回
<u>室内土質試験</u>		(認)	1	式
<u>解析等調査</u>		(認)	1	式

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
機械ボーリング	式	1			明細表 第1号 成果市
サウンディング及び原位置試験	式	1			明細表 第2号 成果市
室内土質試験	式	1			明細表 第3号 成果市
解析等調査	式	1			明細表 第4号 成果市
間接調査費					
運搬費	式	1			明細表 第5号

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
準備費	式	1			明細表 第6号
仮設費	式	1			明細表 第7号
安全費	式	1			明細表 第8号
その他	式	1			明細表 第9号
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))	式	1			
間接調査費 (施工管理費(市場単価))	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 8年 5月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
■地質調査業務(一般)	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上する
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
旅費交通費の率計上有無	計上しない
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上)

明細表 第 1号
機械ホーリング

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ホーリング φ86mm, 粘性土・シルト, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	9.8			単価表 第 1 号
土質ホーリング φ86mm, 礫混じり土砂, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	1.2			単価表 第 2 号
土質ホーリング φ86mm, 粘性土・シルト, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	20.9			単価表 第 3 号
土質ホーリング φ86mm, 礫混じり土砂, オールコアホーリング, 50m以下, 鉛直下方	m	8.1			単価表 第 4 号
岩盤ホーリング φ86mm, 軟岩, 50m以下, 鉛直下方	m	4.5			単価表 第 5 号
1 式 当り					

明細表 第 4号
解析等調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
資料整理とりまとめ	業務	1			単価表 第 10 号
断面図等の作成	業務	1			単価表 第 11 号
1 式 当り					

単価表 第 2号

土質ホ-リング

単価表

(1)

金額:

内容: φ86mm, 礫混じり土砂, オールコアホ-リング, 50m以下, 鉛直下方

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土質ホ-リング(オールコアホ-リング) φ86mm 礫混じり土砂	m	1.0			
	(1	m 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>ホ-リング 孔径 : φ86mm</p> <p>土質区分 : 礫混じり土砂</p>					
<p>コアの採取 : オールコアホ-リング</p> <p>ホ-リング1本当りのせん孔深度 : 50m以下</p> <p>せん孔方向 : 鉛直下方</p>					

単価表 第 3号

土質ボーリング

単価表

(1)

金額：

内容：φ66mm，粘性土・シルト，オールコアボーリング，50m以下，鉛直下方

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング(オールコアボーリング) φ66mm 粘性土・シルト	m	1.0			
	(1	m 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>ボーリング 孔径 : φ66mm</p> <p>土質区分 : 粘性土・シルト</p>					
<p>コアの採取 : オールコアボーリング</p> <p>ボーリング1本当りのせん孔深度 : 50m以下</p> <p>せん孔方向 : 鉛直下方</p>					

単価表 第 5号

岩盤ホ-リング

単価表

(1)

金額:

内容: φ66mm, 軟岩, 50m以下, 鉛直下方

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
岩盤ホ-リング (ホルコアホ-リング) φ66mm 軟岩	m	1			
	(1	m 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>ホ-リング 孔径 : φ66mm</p> <p>土質区分 : 軟岩</p>					
<p>ホ-リング 1本当りのせん孔深度 : 50m以下</p> <p>せん孔方向 : 鉛直下方</p>					

単価表 第 6号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：粘性土・シルト

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 粘性土・シルト	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 粘性土・シルト					

単価表 第 7号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：礫混じり土砂

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 礫混じり土砂	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 礫混じり土砂					

単価表 第 8号

標準貫入試験

単価表

(1)

金額：

内容：軟岩

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 軟岩	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 規格 : 軟岩					

単価表 第 9号

現場透水試験

単価表

(1)

金額：

内容：ケーシング法 ,GL-10m以内

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現場透水試験 ケーシング法	回	1.0			
	(1	回 当り)
*** 施工条件 *** 区分 : ケーシング法 適用基準 : GL-10m以内					

単価表 第 10号

資料整理とりまとめ

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
資料整理とりまとめ 直接人件費(直接調査費分)	業務	1.0			
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホーリング本数 : 4 本					

単価表 第 11号

断面図等の作成

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
断面図等の作成 直接人件費(直接調査費分)	業務	1.0			
	(1	業務 当り)
*** 施工条件 *** ホーリング本数 : 4 本					

単価表 第 12号

資機材運搬

単価表

(1)

金額：

内容：クレーン付トラック2t積 2.9t吊 ,片道所要時間=1 時間

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	7.8			〇.〇(L/h)×2U(h)
運転手(特殊)	人	0.34			1/T(人/h)×2U(h)
トラック[クレーン装置付] 2t級 2.9t吊 (9)欄	時間	2			損料表(9)欄
トラック[クレーン装置付] 2t級 2.9t吊 (11)欄	日	1.0			損料表(11)欄
	(1	日 当り)
片道所要時間=1時間 *** 施工条件 *** 運搬機種 : クレーン付トラック2t積 2.9t吊					
片道所要時間(整数) : 片道所要時間=1 時間					

単価表 第 13号

資機材運搬

単価表

(1)

金額：

内容：クレーン付トラック3～3.5t積 2.9t吊 ,片道所要時間=1 時間

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	10.6			〇.〇(L/h)×2U(h)
運転手(特殊)	人	0.34			1/T(人/h)×2U(h)
トラック[クレーン装置付] 3～3.5t級 2.9t吊 (9)欄	時間	2			損料表(9)欄
トラック[クレーン装置付] 3～3.5t級 2.9t吊 (11)欄	日	1.0			損料表(11)欄
	(1	日 当り)
片道所要時間=1時間 *** 施工条件 *** 運搬機種 : クレーン付トラック3～3.5t積 2.9t吊					
片道所要時間(整数) : 片道所要時間=1 時間					

単価表 第 14号

準備及び後片付け

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
準備及び跡片付け	業務	1.0			
	(1	業務 当り)

単価表 第 15号

足場仮設置・撤去

単価表

(1)

金額：

内容：平坦地足場，50m以下，嵩上げ足場(高さ0.3m超)

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
平坦地足場 嵩上げ足場(高さ0.3m超)	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>足場の種別 : 平坦地足場</p> <p>ホーリング深度 : 50m以下</p>					
<p>足場の規格 : 嵩上げ足場(高さ0.3m超)</p>					

単価表 第 16号

環境保全(仮囲い)

単価表

(1)

金額:

内容:

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
環境保全 仮囲い	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)

単価表 第 17号

交通誘導警備員

単価表

(1)

金額：

内容：交通誘導警備員B

1 人 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B	人	1.0			
	(1	人 当り)
*** 施工条件 *** 計上区分 : 交通誘導警備員B 勤務時間帯 : 昼間勤務					

単価表 第 18号

調査孔閉塞

単価表

(1)

金額：

内容：

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査孔閉塞	箇所	1.0			
	(1	箇所 当り)

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
土粒子の密度試験 3個/試料	試料		明細表 第3号 Web建設物価 2026年05月号 (本紙掲載P. 863) 全国
土の含水比試験 3個/試料	試料		明細表 第3号 Web建設物価 2026年05月号 (本紙掲載P. 863) 全国
土の粒度試験 沈降分析(ふるい分け含む)	試料		明細表 第3号 Web建設物価 2026年05月号 (本紙掲載P. 863) 全国
土の粒度試験 ふるい分析(0.5kg未満)	試料		明細表 第3号 Web建設物価 2026年05月号 (本紙掲載P. 863) 全国
交通誘導警備員 交通誘導警備員A, 3交替	人	17,215	明細表 第8号
交通誘導警備員 交通誘導警備員B, 3交替	人	14,712	明細表 第8号

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知市の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 業務の実施においては、本仕様書及び「高知県地質・土質調査業務共通仕様書」（高知県委託業務技術者必携 令和5年7月1日施行）に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
3. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 発注者支援業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、「高知県測量業務共通仕様書」「高知県土木設計等業務共通仕様書」（高知県委託業務技術者必携 令和5年7月1日施行）によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、高知市をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、総括監督員及び監督員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、業務委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
12. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

14. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
15. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
17. 「図面」とは、入札等において発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
18. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
20. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
23. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

第3条 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、地質及び土質調査業務における主任技術者を定め、別に定める様式により、着手届を提出するものとする。

着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第5条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第6条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第7条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。

第8条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門で選択科目を「土質及び基礎」または応用理学部間で選択科目を「地質」とするものに限る）。
 - (2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会が備える「RCCM登録簿」に登録されているもの。（地質部門または土質及び基礎部門）
 - (3) 地質調査技士の資格保有者。
 - (4) 大学・高専卒8年、高校卒10年、その他13年の地質（土質）調査、測量の実務経験を有する者。
 - (5) 他部門の技術士で、地質調査に関し5年以上の実務経験者。
 - (6) 地質調査業者登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
4. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第9条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第10条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

い。

3. 受託者は、契約金額が 100 万円(消費税込み)以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)入力システムに基づき、に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認(署名・押印及び電子メールアドレスの記入)を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録すること。また「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお提出の期限は以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
 - (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
 - (3) 業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第11条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合せは、第 1 回、中間、成果品納入時の 2 回とし、第 1 回打ち合わせ、成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うものとする。

第12条 業務計画書

1. 受注者は、業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制(緊急時含む)
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能(一覧表にする)
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第13条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第14条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第15条 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第16条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

第17条 成果品の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 成果品はA4版で3部作成すること。なお、電子データとして2部CDで提出すること。

第18条 工事施工中の情報共有システムの活用について

- 1 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業

務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型工事である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）」によること。

- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第19条 電子納品について

- 1 本工事は、工事完成図書を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者の希望型工事である。

なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」によること。

第20条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第21条 検査

1. 業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする
 - (1) 地質・土質調査業務成果品の検査
 - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第22条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

第23条 成果物の使用等

1. 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第24条 守秘義務

1. 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第25条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第26条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

らない。なお調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

第27条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第28条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第29条 交通誘導警備員

交通誘導警備員の配置について

1. 交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。
2. 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。
3. 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導員として専任させること。

(交通誘導警備員A・Bの定義)

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの

第30条 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害(以下この文において「不当介入」という。)

1. 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
2. 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
3. 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
4. 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第31条 熱中症対策費用について

現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第2章 機械ボーリング

第1条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第2条 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

第3条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設
足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
 - (1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
 - (2) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 - (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (5) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
 - (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
 - (10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
5. 検尺
 - (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。

第4条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）

2. 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。
3. 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。
なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
4. コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプルング

第1条 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第2条 採取方法

1. シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。
2. デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。
3. トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223に準拠して行うものとする。

第3条 試料の取扱い

1. 受注者（請負者）は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者（請負者）は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者（請負者）は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第4条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 採取位置、採取深さ、採取長
2. 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第1条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。

第2条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプルングする深度、本試験が影響す

ると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。

4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第3条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219 に従って整理し提出するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験

第1条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第2条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1421 に準拠して行うものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を 19.6kN/m² ピッチ程度または、予想される最大圧力の 1/10～1/20 の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第3条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
2. 荷重強度－変位曲線
3. 地盤の変形係数
4. 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1421 に準拠して整理し提出するものとする。

第2節 現場透水試験

第1条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び

平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

第2条 試験等

試験方法及び器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。

第3条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置、深さ、調査方法、測定値
2. 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して行うものとする。

第3節 速度検層（PS検層）

第1条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第2条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。

第3条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
2. 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第6章 土質試験

第1条 目的

土質試験は、土の物理的及び工学的性質を明らかにし、構造物の設計施工の資料を得ることを目的とする。

第2条 試験等

土質試験の種類は下表に示すものとし、所要の目的と精度が得られる方法により実施するものとする。

試験項目と試験方法

試験項目		試験方法
物理的性質試験	土粒子の密度試験	JIS A 1202
	含水量試験	JIS A 1203
	粒度試験	JIS A12047 JGS T 131,135（地盤工学会基準）
	液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205
	湿潤密度	JGS T 191（地盤工学会基準）
工学的性質試験	圧密試験	JIS A 1217
	一軸圧縮強度試験	JIS A 1216

	三軸圧縮強度試験	JGS T 520～534（地盤工学会基準）
--	----------	------------------------

第3条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

1. 試験結果一覧表
2. 試験記録
3. 試料及び試験中の状況写真

第7章 解析等調査業務

第1条 目的

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

第2条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討
現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討
具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討
シールド工及び推進工を行う場合の補助工法や掘進機の防爆対応等
 - (7) 地中ガス状態の検討
室内ガス分析結果をもとに空気補正後の分離ガス及び地下水中に含まれるガス量を算出し、地下水1リットルあたりに含まれるガス量を求めること。さらに、原地盤における地中ガスの状態が溶存・遊離のいずれの状態にあるかガス分圧から算定すること。

第3条 成果品

成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

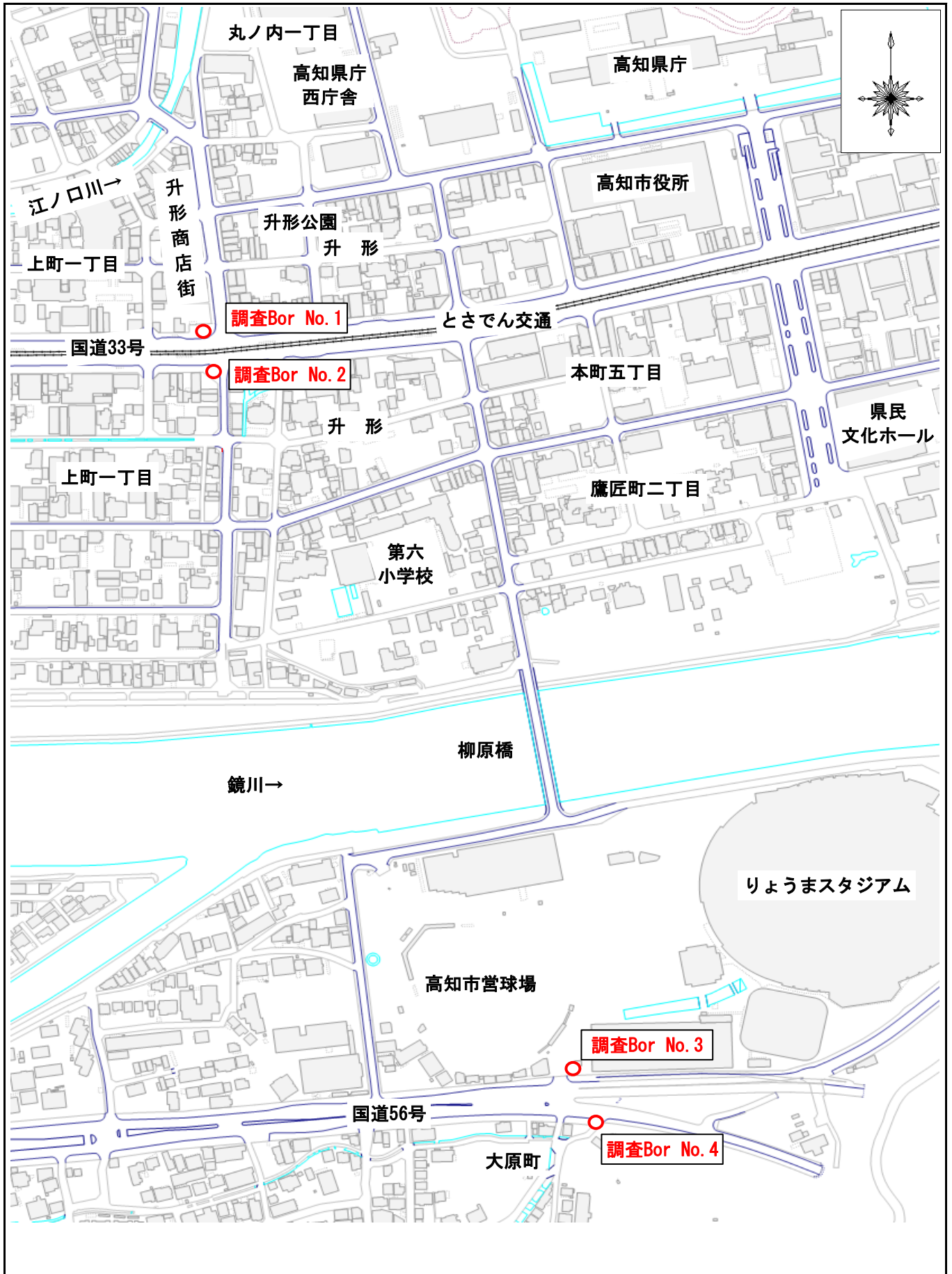
地質・土質調査業務特記仕様書

第1条 適用

この仕様書は「地質・土質調査業務共通仕様書」の第1条第2項に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

第2条 特記事項

1. 地下埋設物の破損事故を防止するために、受注者は地下埋設物確認書に基づき、地下埋設物の調査を実施すること。埋設物については管理者の確認を受け、必要に応じ現地立会・路上マーキングを行う旨を確認書に記入してもらう。
地下埋設物確認書により、埋設状況を整理し、監督職員に報告する。確認書は業務計画書に添付し、総括打合せまでに提出すること。
2. 掘進状況及びコアの状態を逐一監督職員に報告し、調査延長及び試験の追加や削除等の指示があれば迅速に対応すること。
3. 地下水については自由水・被圧水を判断できるように調査実施すること。
4. 現場透水試験は、推進管計画位置にて実施すること。
5. 作業時間以外は、占用範囲を最小とし交通誘導警備員を配置し安全管理を行うこと。



業務名： 下知潮江1号污水幹線管渠実施設計委託業務（R7-1）
に伴う地質調査委託業務

凡例

○ 調査箇所 N=4箇所

位置図 (S=1:free)